

1. 部活動のねらい

生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動において、スポーツや文化に親しむことで、体力の向上や学習意欲の向上、根気強く取り組もうとする強い意志（耐力）や社会性（礼儀・マナー）の向上を図る。

2. 活動時間について

○主たる活動について平日は最大2時間、土日は最大3時間とし、1週間で11時間を超えないことを原則とする。
（上記の時間はスポーツ障害予防の目安及び精神的・肉体的負担を考慮したものであり、主たる活動において超えないように運営する。）

○部活動全体の活動時間は下記の下校時刻の15分前までとし、顧問が下校指導まで行う。

- ・ウォーミングアップ、クールダウンに十分な時間をとり傷害の予防をする。
- ・完全下校までに後片付けや着替え、顧問からの連絡を済ませ、時間に余裕をもって下校させる。

| 月 | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|--------|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 完全下校時刻 | 上旬 | 18:30 | 18:45 | 18:45 | 18:45 | 18:30 | 18:15 | 18:00 | 17:30 | 17:00 | 17:15 | 17:45 | 18:15 |
| | 下旬 | 18:30 | 18:45 | 18:45 | 18:45 | 18:30 | 18:15 | 17:45 | 17:15 | 17:00 | 17:30 | 18:00 | 18:15 |

※部活動全体の活動時間を顧問は適切に運営する。

3. 休養日について

○原則1週間に2日以上、1ヶ月に8日以上の休養日を設定し、平日に少なくとも1日以上、土日に少なくとも1日以上の休養日を設ける。

○前後期中間/末テスト・・・実施期間日数に準ずる。

4. 土日について

○土曜日・日曜日のいずれかに休養日が設定できるよう、原則として大会等への参加が連続週にわたることがないように考慮する。

○土日に大会等がある場合は代替の休養日を平日に設ける。

○大会等の場合は例外として最大活動時間の3時間を超えて活動してもよい。ただし、生徒の負担を考慮し、適切な休養を設ける。

5. 管理職や職員への連絡

○毎月20日までに「月別練習予定」を主幹に提出する。

○部活時間延長については大会前等に必要な場合、事前に管理職に相談や連絡を行い、職員連絡会・職員会議等で伝え、許可を得る。朝練習を行う場合も同様の手続きを行う。*県大会につながるもの

○部活動指導員がいる顧問は毎月5日までに先月の活動報告を日誌に記入し、捺印のうえ教頭に提出をする。

6. 更衣室、更衣場所について

○更衣室を使用する部は各部で整理整頓をし、定期的に掃除を行う。

- ・部室ではないことの確認をする。使い方が悪い場合は使用禁止もある。
- ・更衣室を利用していない部はそれぞれの場所で更衣する。

7. 練習場所、道具について

○使用後は必ずコート整備などを行い、練習環境を整える。

○施設などは、学校からの貸し出しの道具であることの確認をさせる。

8. 部費について

○保護者がいない部は基本的には徴収しない。顧問が会計をもたないことを基本とするが、どうしても会計をしなければならぬ場合は、校長に報告すること。

9. 部活動入部金について（運動部）

○部活動編制時に300円を徴収。（中体連会費）

中体連会費（300円）は、部活動会計に納める。ただ、退部した場合は徴収した300円の払い戻しは行わない。また、入部したが退部し、違う部活に再入部しなおした場合は、中体連会費を再度支払わなくてよい。

10. 朝練について

○必ず顧問が立ち会うこと。（制服登校）

- ・7時30分～7時55分までとし、早く来すぎないようにする。
- ・8:00までには余裕をもって教室に入れるようにする。*テスト前、テスト期間中は朝の練習はしない。